

令和 7 年度第 1 回

大分県自立支援協議会

日時：令和 7 年 8 月 4 日（月） 10:00 ～ 12:00

場所：大分県庁舎本館 8 階 82会議室

【行政説明資料】

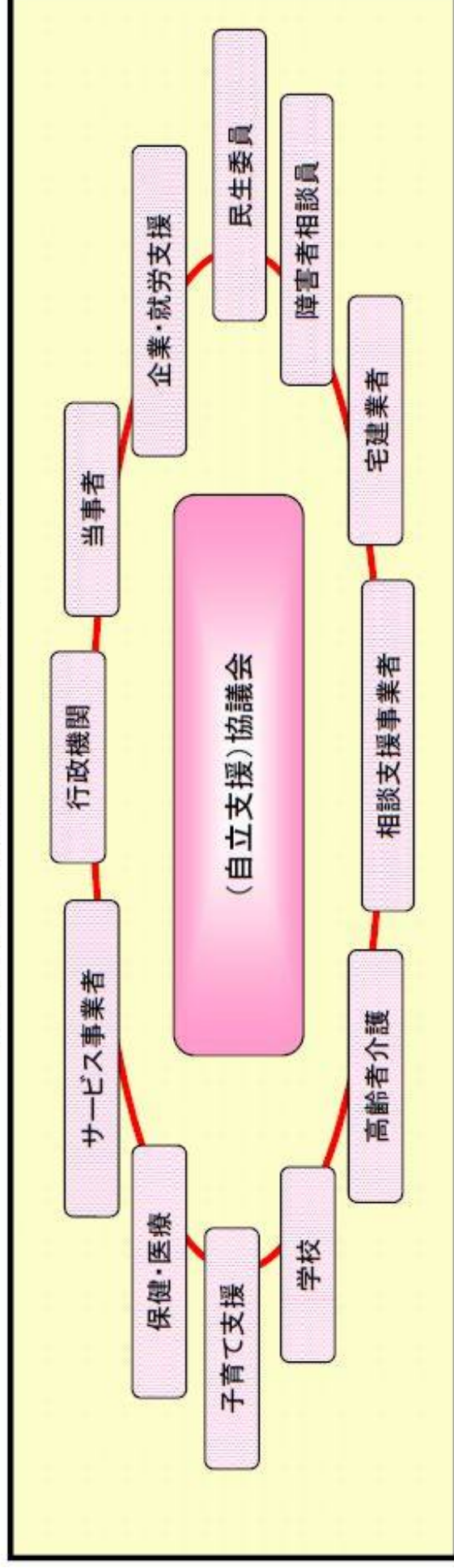
大分県自立支援協議会の役割等について

自立支援協議会について

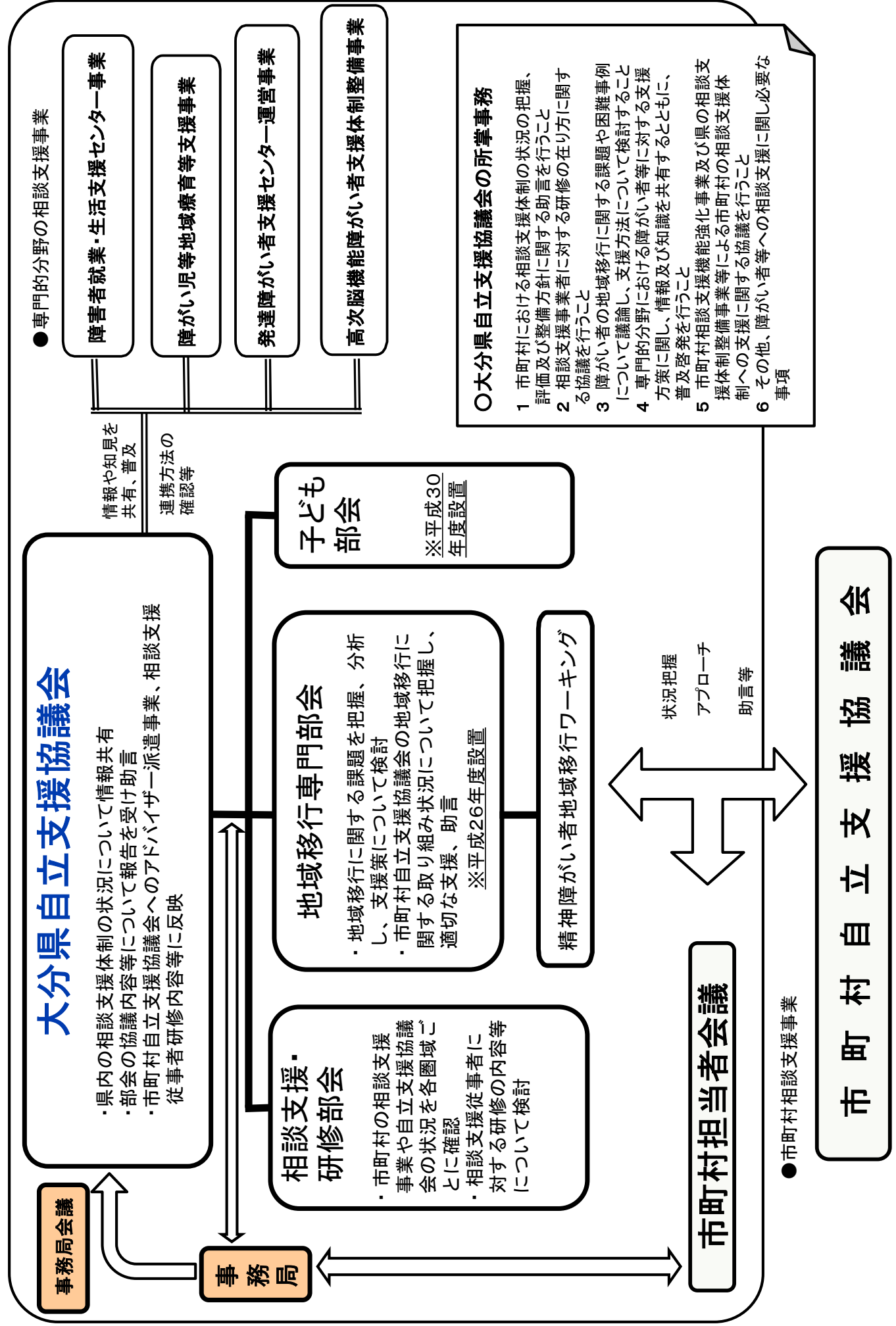
自立支援協議会の法定化

- (自立支援) 協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援) 協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



大分県自立支援協議会について



令和7年度大分県自立支援協議会関連スケジュール

	令和7年												令和8年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
自立支援協議会					会議								会議	
多様な働き方支援検討会(PT)					会議						会議			
相談支援・研修部会		会議		会議							会議			
地域移行専門部会				会議							会議			
精神障がい者地域移行ワーク				会議						会議				
子ども部会				会議							会議			
市町村担当者会議				会議						会議				
事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議		事務局会議		事務局会議		事務局会議		事務局会議	

※令和7年度の取組予定

自立支援協議会	市町村自立支援協議会等の取組状況把握・助言指導、アドバザ-派遣事業(基幹相談支援センター)の設置、地域生活支援拠点等の整備・運用)
多様な働き方支援検討会(PT)	障がいのある方の就労に関する課題や問題点の洗い出し 等
相談支援・研修部会	研修体制の検討、市町村や専門員との連携強化、基幹相談支援センター設置促進及び機能充実・強化に向けた支援、人材育成(ゼミ)等
地域移行専門部会	にも包括の推進に向けた精神障がい者地域移行WGとの連携及び協働、居住支援協議会との連携、障害児入所施設に入所する障害児の移行状況の把握・課題整理、地域生活支援拠点等整備への助言 等
精神障がい者地域ワ-ク	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに係る協議の場設置・活性化の推進、地域移行支援・地域定着支援の推進、医療と地域の連携の推進 等
子ども部会	医療的ケア児・発達障がい児の支援のあり方等検討 等
市町村担当者会議	市町村担当者間の連携推進、市町村の取組の均てん化(優良事例の提供等)、情報共有・連携の推進 等

相談支援部会関連資料

法定（相談・サビ管）研修実施状況報告

【相談支援専門員研修】

研修	R7受講者数	R6実績
初任者研修	63名	57名
現任研修	57名	71名
主任研修	18名	17名

- 5 -

【サービス管理責任者・児童発達管理責任者研修】

研修	R7受講者数	R6実績
相談支援従事者初任者研修（講義部分）	294名	181名
基礎研修	約250名	266名
実践研修	8/22まで募集	211名
更新研修	188名	181名

基幹相談支援センターについて（R7.4.1時点）

別府市障がい者 基幹相談支援センター	(福)農協共済別府リハビリテーションセンター	農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター
	(福)別府発達医療センター	相談支援事業所ばれっと
	(福)太陽の家	障害者相談支援センターたいよう
	(福)みのり会	障害者地域生活支援センター泉
中津市障がい者等基 幹相談支援センター	(福)九州キリスト教社会福祉事業団	
臼田市障がい者 基幹相談支援センター	(福)すぎのこ村	
杵築市社会福祉事業団	(福)大分県社会福祉事業団	
臼出町障がい者 基幹相談支援センター	(福)杵築市社会福祉協議会	杵築市社会福祉協議会
	(福)みのり村	みのり障がい者生活支援センター
	(福)太陽の家	太陽の家障害者生活支援センター
	(福)大分県社会福祉事業団	相談支援事業所ほえみ
佐伯市障がい者 基幹相談支援センター	(福)わかば会	
	(福)青山 2 1	
	(同)まるまる	
臼杵市障がい者 基幹相談支援センター	(福)みずほ厚生センター	
	(福)聖母の騎士会	
	(有)ぶんごケアマネージメント	
	(福)豊海会	

竹田市障がい者 基幹相談支援センター	(福)やまなみ福祉会	相談支援事業所やまなみ
	(医)雄仁会	竹田市の相談支援事業所
	(福)博愛会	福祉農場コロニー久住相談支援事業所
	(福)紫雲会	サポートセンターサライ
宇佐市障がい者 基幹相談支援センター	(福)清流会	基幹相談支援センター「アーチ」
	(一社)宇佐市民自治研究センター	相談支援事業所 めくもり暖
豊後大野市障がい者 基幹相談支援センター	(福)紫雲会	サポートセンターサライ
九重町・玖珠町 障がい者基幹相談支援センター	玖珠町役場福祉保険課	
	九重町役場地域共生支援課	
	(福)大分県社会福祉事業団	
	(福)すぎのこ村	
	(福)くらっぶ	

未設置：大分市、津久見市、豊後高田市
由布市、国東市、姫島村

地域移行専門部会関連資料

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

○市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
○都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

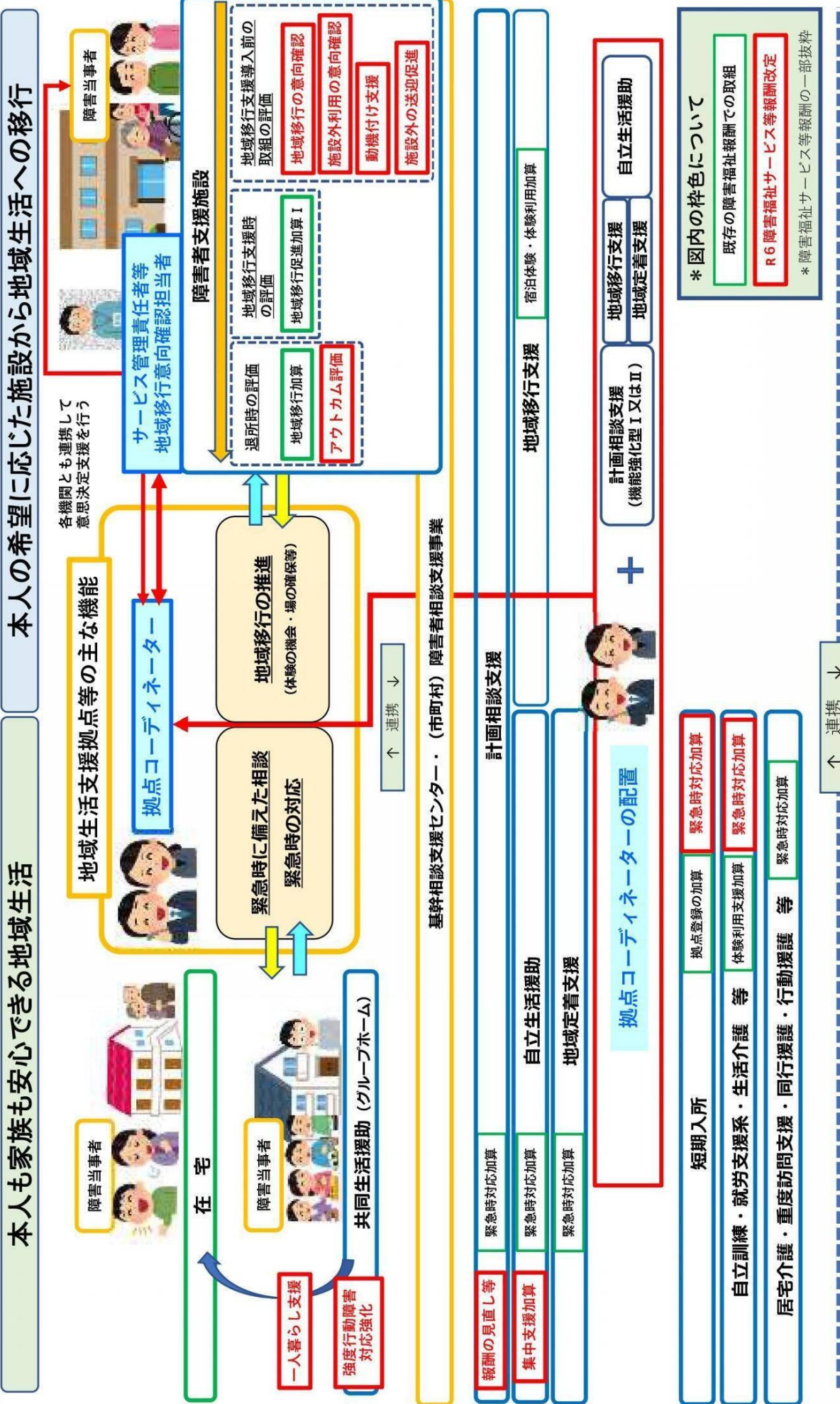
市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

33

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）



行政機関（障害福祉・高齢・保健等）・医療等の関係機関（自立支援）協議会等の協議の場合

（出典：「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」（令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）

3 地域生活支援拠点が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができるとともに、専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

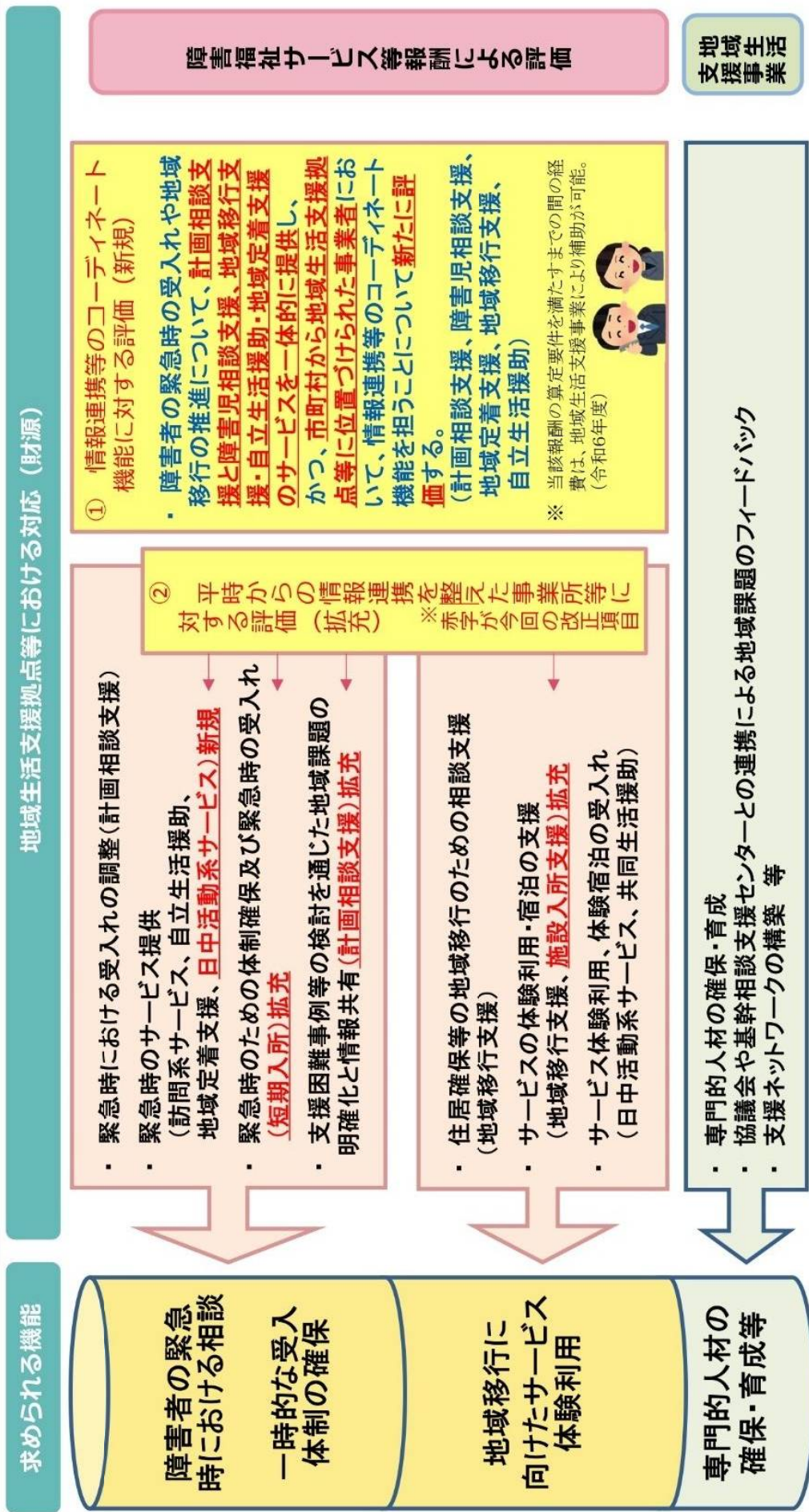
（4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

地域生活支援拠点等が担うべき機能と対応（令和6年度報酬改定後のイメージ）

地域生活支援拠点等については、以下の事業の組合せにより運営することを想定。

- 緊急時における受入れや地域移行に向けたサービス体験及び情報連携等のコーディネート等【障害福祉サービス等報酬】
- 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保や地域生活支援拠点等に関するネットワークづくり等【地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（地域生活支援事業）】



（出典：令和6年度 厚生労働省「障害者地域生活支援体制整備事業「全国ブロック会議」研修資料＜九州・沖縄ブロック＞」（令和7年1月17日））

大分県内の地域生活支援拠点整備の状況(R7.4.1時点)

地域生活支援拠点等の整備の状況について

市 町 村	整備 年月	R5.4.1時点					R6.4.1時点					R7.4.1時点				
		相談	緊急	体験	人材	体制	相談	緊急	体験	人材	体制	相談	緊急	体験	人材	体制
大 分 市	H30.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別 府 市	H30.4	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
中 津 市	R3.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日 田 市	R3.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐 伯 市	H30.3	○					○	○	○			○	○	○		
白 杵 市	R3.3	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○
津 久 見 市	R3.3	○	○			○	○	○			○	○	○			○
竹 田 市	R3.3	○	○			○	○	○			○	○	○			○
豊 後 高 田 市	R3.3		○					○		○			○		○	
杵 築 市	R3.3	○			○		○			○		○			○	○
宇 佐 市	R3.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊 後 大 野 市	R3.3	○	○		○		○	○		○		○	○	○	○	
由 布 市	R3.7	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
国 東 市	R2.8	○	○				○	○				○	○			
姫 島 村	R3.3	○	-	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日 出 町	R2.4	○			○	○	○			○	○	○			○	○
九重町・玖珠町	R3.3	○		○	○	○	○			○	○	○		○	○	○
大分県	拠点数	16	11	7	10	10	16	13	9	12	11	16	14	11	13	13
	計	54					61					67				

地域生活支援拠点等の取組の促進について

主な取組内容

- (1) 基幹・拠点等の関係者を集めた勉強会の実施
- (2) 拠点等の検証・検討の機能としての自立支援協議会の活用
- (3) アドバイザー派遣による助言指導の実施

勉強会の開催

■ 基幹・拠点等・市町村の関係者を集めた勉強会開催

【目的】

- ・市町村職員及び基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等従事職員へ相談支援事業等の基本的な知識を付与
- ・官民協働による協議会の活性化促進
- ・県内取り組み事例の横展開

【実施内容】

- ・拠点等については、次の2市の取組について共有
 - 宇佐市（県内先行事例）
 - 中津市（県内唯一の拠点コ－ディネーター配置自治体）

【出席者の声から見た今後の課題】

- ・緊急時受け入れと体験の場の確保は平時からの積み重ねだが、市の担当交代などで話が進まない。市と共有し考えていくことが必要。
- ・現状での困りを明確化していないため、必要性の認識や改善後のビジョンが見えづらい。何がわからないのかわからないという状況の改善が必要。
- ・地域で中心となる「人」を育てていくシステムを考えなければ、持続的な体制構築が困難。
- ・拠点については、緊急時の話ばかりになっており、他の機能についても議論を進めるべき。
- ・ひきこもりの方やサービスに繋がっていない方、親御さんは登録したいが本人と話が出来ないなど意向確認ができない方の取り扱いをどうするか等検討が必要。
- ・仕組みづくりに必要な予算の確保が困難。
- ・地域によっては、資源（人・施設）の問題があり、体制整備が難しい。

市町村自立支援協議会担当者会議

【テーマ】

地域生活支援拠点等の円滑運営に向けた自立支援協議会の役割について

【出席者の声から見た今後の課題】

- ・地域生活支援拠点の話を自立支援協議会でしようとしても、異動もあり説明が難しい。協議会事務局が拠点の説明をしっかりとできるようにしておかなければならない。毎年「拠点とは何か」というところからのスタートになってしまっているもので、部会で議論し地域のネットワーク作りを進めていく必要がある。
- ・協議会を効果的に運営していくには、行政担当者の力だけでは難しい。基幹をしっかりと整備したうえで、基幹と行政の協働による事務局運営体制の整備が必要。
- ・事前登録制度の検討について協議会で議論が必要。
- ・協議会で議論を重ねているが、毎回建設的な議論が安定的にできているかという点と難しい。協議会で効果的な議論を行うためにも、どの部会がどの役割を担うのか議論のうえ明確化を図る必要がある。
- ・地域資源の確保が難しい市町村に対応するための圏域連携。

アドバイザー派遣

【課題】

地域生活支援拠点等の形骸化・機能整備の促進

【目的】

- 地域生活支援拠点等の検証・検討機能としての自立支援協議会の役割
- ・事前に市町村に対し現状と課題を考えてもらい、自立支援協議会との連携による拠点機能の検証方法について考えを促す場として実施。

地域生活支援拠点等検証・検討及び基幹相談支援センター設置促進の取組について

第7期障がい福祉計画に係る基本指針 成果目標

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、（略）年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までの間、各市町村において、（略）基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）をする（略）ことを基本とする。

概要・実施体制

■ 検証方法
アドバイザー派遣による助言指導を実施（16市町村）

○ アドバイザー派遣概要

【目的】

- ・相談支援等に関し専門性の高いアドバイザーを派遣し、広域的な見地から助言や情報提供を行い、地域の相談支援体制の強化を図る。

【実施内容】

- ・課題解決に向けた助言・指導
- ・他市町村における好事例の紹介 など

【派遣アドバイザー】

- ・社会福祉法人清流会
相談支援事業所ルポーズ 石川 博一 氏
- ・社会福祉法人すきのご村
Bees 聡美 氏
- ・合同会社まるまる
相談支援事業所まるまる 大谷 慎之介 氏

【主な情報提供内容】

- ・緊急時の支援が必要な方について、事前登録制を検討
- ・緊急時の定義づけの必要性
- ・緊急時の受け入れと平時の体験利用の関連付け
- ・地域生活支援拠点を運用していくための予算確保先
- ・親なきあとの相談と地域生活支援拠点の関連付け
- ・拠点機能の検証方法

など

（参考）令和6年度県内アドバイザー派遣実績

	派遣日	時 間	派遣先
1	令和6年 9月17日（火）	10：30～11：30	由布市
2	令和6年 9月24日（火）	15：00～16：00	津久見市
3	令和6年10月 3日（木）	10：00～11：00	日田市
4	令和6年10月 9日（水）	13：30～14：30	杵築市
5	令和6年10月24日（木）	10：30～11：30	豊後高田市
6	令和6年10月28日（月）	10：30～11：30	佐伯市
7	令和6年10月29日（火）	10：30～11：30	大分市
8		14：00～15：00	臼杵市
9	令和6年10月31日（木）	10：30～11：30	国東市
10		14：00～15：00	姫島村
11	令和6年11月14日（木）	15：00～16：00	竹田市
12	令和7年 2月 3日（月）	13：30～15：30	豊後大野市
13	令和7年 2月20日（木）	14：00～16：00	津久見市
14	令和7年 2月21日（金）	10：00～12：00	日出町
15		14：00～16：00	国東市
16	令和6年 9月17日（火）	14：00～16：00	九重町・玖珠町
17	令和6年10月 3日（木）	13：30～14：30	中津市
18	令和6年10月 9日（水）	10：30～11：30	日出町
19	令和7年 2月12日（水）	10：00～12：00	大分市

“親なきあと”の不安解消とサービス体制の構築

【背景】障がいがある方の「親なきあと」の漠然とした不安

- 親が子どもを見られない状況になったとき、どうやって生活していくのか？
- お金で困らないようにするにはどうしたらいいのか？

- 緊急時には対応してもらえるのか？
- 前もってグループホームや一人暮らしの体験をさせておきたい 等々

漠然とした不安の解消・相談体制づくり

各地域で相談できる体制づくり

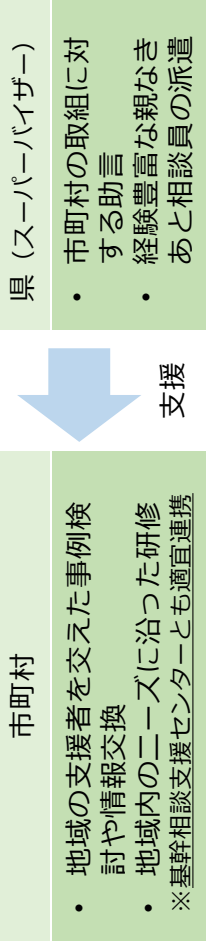
親なきあと相談への支援体制の強化

○地域での人材育成及び支援者連携体制構築支援

【目的】

- ・市町村が主体となり実施する人材育成や連携体制構築の取組みを支援する。

【実施内容】



○広域的な連携体制構築支援

【目的】

- ・市町村間の情報共有や連携体制の構築

【実施内容】

- ・各市町村の支援者からの取組報告、困難事例を中心とした事例検討など

○スーパーバイザーの配置

- ・市町村からの研修や会議の実施にかかる相談への助言
- ・市町村の研修や会議での講師・アドバイザー
- ・市町村間の連携体制構築にかかる会議の実施
- ・司法書士等の専門家へのつなぎ

サービス体制の構築

地域生活で支えるサービス提供体制づくり

地域生活支援拠点等整備の促進等

◆地域生活支援拠点等の整備の促進

障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据え、**居住支援のため機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成）**について、市町村が中心となって地域の実情に応じて整備する。

＜第7期障がい福祉計画に係る基本指針＞

「令和8年度末までの間、各市町村において**地域生活支援拠点等を整備するとともに、（略）年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること**を基本とする。」

◆基幹相談支援センターの設置の促進

各市町村において、総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、地域づくりの役割などを担う基幹相談支援センターを設置する。

■市町村への支援

○アドバイザー派遣事業（全18市町村（17地域）に実施）

【目的】・広域的な見地から助言や情報提供を行い、地域の支援体制の強化を図る。

【実施内容】・運用状況の検証・検討
・課題解決に向けた助言・指導
・他市町村における好事例の紹介 など

精神障がい者地域移行 ワーキンググループ関連資料

大分県における「にも包括」の目指すべき姿

目標

- 【体制整備】 各市町村における協議の場の設置と活性化
県・圏域・市町村毎の協議の場の連動
- 【連携強化】 医療と福祉の連携促進
- 【人材育成】 地域移行・定着支援に対応できる相談支援専門員の育成

目標達成に向けたステップ

第1段階

- 全ての市町村に、「協働」をイメージできる関係者が参画した、協議の場が設置される。

第2段階

- 全ての市町村で、協議の場において地域診断や個別の課題等から地域の課題を抽出することができる。

第3段階

- 全ての市町村で、地域の課題について優先順位をつけ、課題解決に向けて官民協働で見通しを立てて取り組むことができる。

第4段階

- 全ての市町村で、課題解決の取組に対する評価を実施し、取組をブラッシュアップすることができる。

参考：第2回「アドバイザー等合同会議」栃木県発表資料

まとめ

にも包括における協議の場の課題と活性化に向けた取り組み

県	○圏域での対応が難しい課題、問題の協議 ○圏域での協議の場のバックアップ ○中核的人材育成 ○保健師（市町村）への技術支援 ○各専門研修	○保健師へのバックアップ 精神保健福祉センターからの技術支援 ○人材育成 にも包括構築推進に係る中核人材育成研修（7/7実施）
保健所	○1層との連携 ○市町村協議の場のバックアップ ○保健師（市町村）へのバックアップ ○保健所を核とした体制整備（医療と福祉の相互理解）	○医療と福祉の相互理解 医療と福祉の相互理解に向けた研修の継続 ○1層、2層の協議の場へのバックアップ 障害福祉課職員と地域密着ADによる市町村・圏域訪問
市町村	○持続可能な協議の場の設置 自立支援協議会での位置づけ 基幹相談支援センターの関与 中核的人材の必要性 保健師の人材育成 ○他領域との連携（重層的支援体制整備事業を活用） ○2層との連携 ○各市町村の格差	

連携の縦ぐし

子ども部会関連資料

令和7年度以降の発達障がい児・者に対する支援について

①早期発見、早期支援の取組充実

- i 「医療連携コーディネーター」の配置
専門医療機関の診断待機状況の情報収集及び提供、受入調整を行うコーディネーターを配置
- ii 5歳児健診への医師派遣
就学までの適切な支援に繋げるため、市町村が実施する5歳児健診等へ専門医を派遣
- iii かかりつけ医等の発達障がい対応力向上研修の実施
地域の小児科、かかりつけ医等を対象に発達障がいの相談や診療に応じるための専門的な研修を実施

②家族等への支援

- i 特性の理解や関わり方を学ぶペアレント・プログラムの実施 (③にも関連)
保護者に対し、発達障がいに関する理解と関わり方を学ぶ研修を実施するとともに、児童発達支援センターや認定こども園の職員等を対象にファシリテーターを養成し、各地域で保護者支援を行う体制を整備
- ii ペアレントメンターの派遣
保護者の育児に関する不安を傾聴し助言するペアレントメンターを派遣 (ECOALのSV派遣で実施)

③切れ目ない支援のための基盤づくり

- i 発達障がい者支援センターの運営
発達障がいに関する県の中核拠点として相談支援、専門的研修、支援者養成、普及啓発を実施
- ii 児童発達支援センターによる地域支援体制の整備
地域の中核となる児童発達支援センターで専門的な相談支援、支援者間の連携会議、地域の事業所に対する助言を実施
- ii 発達障がいに関する地域別研修会の実施
保育士、児発の職員等の支援者の資質向上を図るための研修を実施
- iii 医療、福祉、保健、教育、行政の連携強化を図るためのネットワーク会議の実施
専門医療機関、コンシェルジュ、ECOAL、行政等による協議体を構成し、連携や支援の在り方を協議

④早期支援関連事業

- i 障がい児の早期支援に向けた児童発達支援事業等の利用に係る保護者負担の免除
障がい児への早期支援を促すため、未就学児の児童発達支援等の利用に係る保護者負担を全額免除する市町村に対して助成
- ii 障害児等地域療育等支援事業
在宅の障がい児(者)やその他療育が必要と認められる障がい児等の地域における生活を支えるため、各地域で療育等を実施

R7 医療的ケア児等支援推進事業 全体図

現 状

☑ 医療的ケア児支援法施行 (R3.9)

医療的ケア児及び家族への支援等が地方公共団体の責務として規定

☑ 県内の医療的ケア児 250人

☑ 短期入所事業所数

大分市 4カ所
臼杵市 1カ所
別府市 3カ所
日田市 1カ所
中津市 1カ所

課 題

- ① 窓口が多い、わからない、情報がない
- ② 預け先の不足
- ③ 総合的に支援できる専門人材の不足

保護者の
疲弊・孤立

① 医療的ケア児支援センターの運営

医療的ケア児やその家族、支援関係者からの相談をワンストップで受付

【機能】

- 相談対応
- 連絡・調整
- 情報集約・発信

【体制】

- ・相談員2名
(看護師、相談支援専門員)
- ・県担当職員1名

事業所へ委託

- ・相談員2名
(看護師、相談支援専門員)
- ・事務員1名
- ・県担当職員1名

【相談対応】

- 【内容】 就園・就学、レスパイト等
- 【相談者】 支援関係者が8割

【情報発信】

- 専用HPでの社会資源、研修情報等の発信
- 家族へのメール配信
- マニュアル作成

【ネットワーク作り】

- 地域を巡回し、ネットワーク作りの必要性の啓発



新

② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)の養成を目的として、医療的ケアや福祉に関する知識、関係機関との連携や医療的ケア児等のためのサービスの利用計画作成の具体的手法を学ぶための研修を実施する。

【対象】 各市町村の保健師、相談支援専門員、看護師等

【内容】 医療、福祉、本人理解等の基礎知識、支援体制整備に関する講演及び計画作成や事例検討の演習

【人数】 3年間で90人(想定)

【実施時期】 令和7年12月頃

④ 訪問看護のレスパイト利用にに対し助成

訪問看護利用に係る経済的負担を軽減し利用を推進⇒レスパイト時間を確保

【対象者】 在宅で生活をしている

医療的ケア児と重症心身障がい児(※)

【対象経費】 保険適用外の訪問看護利用費

【限度額・時間】 7,520円/時間、年144時間

【補助率】 10/10(国1/2、県・市町村1/4)

【積算】 @7,520円×144時間×85人×1/4

※その他事務費 22千円

(※) 重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した状態の者で、大島分類の1～4(身体の状態が「座れる」又は「寝たきり」かつIQが35以下)に当たるとをいう。

③ 医療機関や事業所への補助

医療的ケア児等の受入れに必要な設備整備等にかかる費用の一部を補助

【対象】 短期入所、児発、放デイ

【限度額】 1,000千円

【補助率】 1/2(500千円)

【積算】 500千円×3カ所



(非常用発電装置)



(シャワー・ストリッカー)

⑤ 協議の場の設置

県自立支援協議会子ども部会において、諸課題の把握や対応策等を検討する。

【委員】

医療、福祉、保健、保育、教育、行政

【実施回数】 年2回

⑥ 市町村の取組支援

こども家庭庁「医療的ケア児等総合支援事業」を活用して市町村が実施する取組に対して、県が1/4を上乗せ。
(国1/2、県1/4、市1/4)

現状・課題

(発達障がい児支援)

- ✓ R6年度児童福祉法改正により、障がい児の療育を行う児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核的機能を担うことが明確化
- ✓ 一方で専門人材を配置し、市町村と連携した支援を行う児童発達支援センターは4カ所に留まる(R6.11現在)
- ✓ 制度改正を踏まえ、市町村と連携した発達障がい児支援を強化することが必要(医療的ケア児支援)
- ✓ 医療的ケア児の市町村レベルでの支援も課題

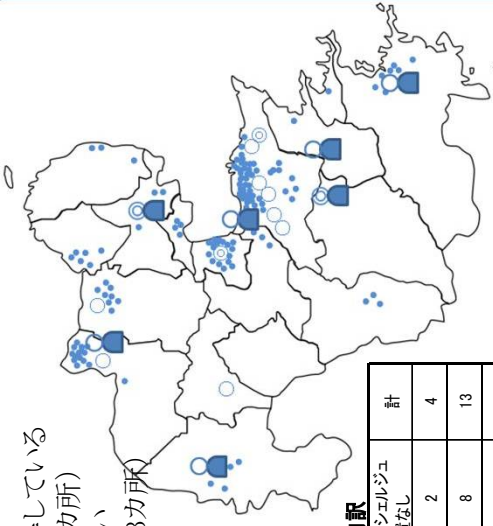
県医療的ケア児支援センターはありますが、身近な地域にも支援拠点がほしい、(医療的ケア児親子サークル代表者)

中核的機能を担う児童発達支援センターを県内全域に広げるとともに、県が医療的ケア児及び発達障がい児の支援をバックアップする体制の構築が必要

- ◎: 中核機能強化加算を取得している児童発達支援センター(4カ所)
- : 上記加算を取得していない児童発達支援センター(13カ所)
- : こどもの発達支援コンシェルジュを配置しているセンター(7カ所)
- : 児童発達支援事業所(151カ所)

児童発達支援センター内訳

	コンシェルジュ 配置あり	コンシェルジュ 配置なし	計
加算あり	2	2	4
加算なし	5	8	13
計	7	10	17



事業内容

医療的ケア児・発達障がい児支援を担う地域の
中核的児童発達支援センター等の体制整備

- ✓ 地域における児童発達支援センターの障がい児支援体制強化のため下記の取組を児童発達支援センターに委託
 1. 医療的ケア児・発達障がい児に対する専門的・広域的な相談支援
 2. 医療的ケア児・発達障がい児支援地域協議会の開催
 3. 地域の保育所等に対し、県が養成した医療的ケア児コーディネーターや発達障がい者支援専門員を派遣
 4. 地域の児童発達支援事業所等に対し、県(こども未来課)が作成した「5歳児指導の記録」の活用を指導

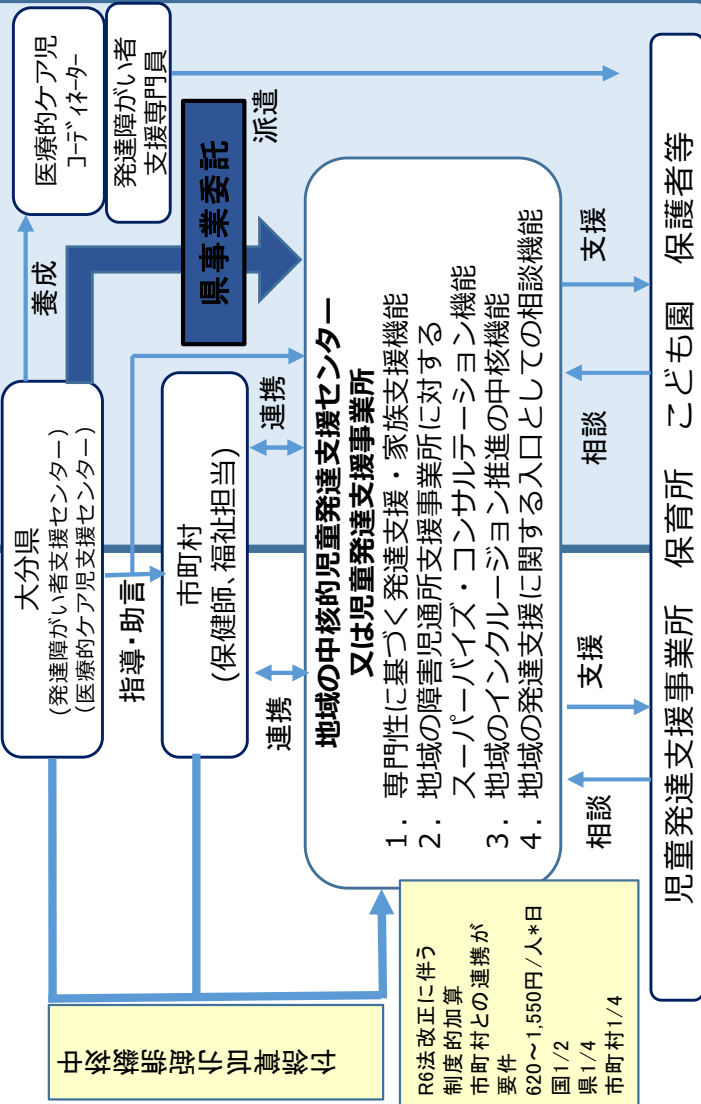
取組方針

医療的ケア児・発達障がい児支援を担う
地域拠点である児童発達支援センターの専門
的・広域的支援体制の整備

支援体制イメージ

一般的障がい児支援(身体・知的等)

専門的・広域的な障がい児支援
(医療的ケア児・発達障がい児)



R6法改正に伴う
制度的加算
市町村との連携が
要件
620～1,550円/人*日
国1/2
県1/4
市町村1/4

- 地域の中核的児童発達支援センター
又は児童発達支援事業所
1. 専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 2. 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 3. 地域のインクルージョン推進の中核機能
 4. 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

議題 1

大分県自立支援協議会及び 市町村自立支援協議会の取組について

- ・ 大分県自立支援協議会の取組
（各部会からの報告）
- ・ 市町村自立支援協議会の取組

令和6年度 大分県自立支援協議会 開催状況

【大分県自立支援協議会】 ※年2回開催

- 第1回 日 時：令和6年8月5日（月） 10:00 ～ 12:00
場 所：大分県庁舎本館1階 12会議室
参加者：委員13名 事務局9名
議 題：①大分県自立支援協議会及び市町村自立支援協議会の取組について
②地域生活支援拠点等の検証・検討及び基幹相談支援センターの整備の促進について
③虐待防止の強化に向けた課題等について
④就労選択支援開始に向けた課題等について
- 第2回 日 時：令和7年3月7日（金） 10:00 ～ 12:00
場 所：大分県社会福祉介護研修センター 302会議室
参加者：委員13名 事務局8名
議 題：①大分県自立支援協議会の取組について
②基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・運営について
③令和7年度の県の取組方針について

【相談支援・研修部会】 ※年4回開催

- 第1回 日 時：令和6年5月10日（金） 14:00 ～ 15:30
場 所：大分県庁舎本館8階 82会議室
参加者：委員8名出席
議 題：①障害福祉関係研修（R5開催実績・R6実施計画）について
②令和6年度国研修（相談支援・サビ管）派遣者等について
③その他（相談支援等市町村説明会について 等）
- 第2回 日 時：令和6年7月12日（金） 14:00 ～ 16:00
場 所：大分県庁新館13階 136会議室
参加者：委員7名出席
議 題：①令和6年度九州ブロック主任相談支援専門員養成研修会受講推薦者の選定について
②各圏域の相談支援体制の現状・課題について
- 第3回 日 時：令和6年12月13日（金） 14:00 ～ 16:00
場 所：大分県庁舎新館13階 134会議室
参加者：委員6名出席
議 題：①障害福祉関係研修について
②基幹相談支援センターの設置促進等について
③その他（主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）の要件について）

- 第4回 日 時 : 令和7年2月10日(月) 14:00 ~ 16:00
場 所 : 大分県庁舎新館13階 136会議室
参加者 : 委員6名出席
議 題 : ①障害者地域生活支援体制整備事業全国ブロック会議の情報共有と
今後の取組について
②主任相談支援専門員研修の受講者選定について
③来年度のスケジュール・研修日程案について

【地域移行専門部会】 ※年2回開催

- 第1回 日 時 : 令和6年7月29日(月) 18:30 ~ 20:00
場 所 : 大分県庁舎別館地下1階 B11会議室
参加者 : 委員9名中6名出席
議 題 : ①大分県における地域移行に関する昨年度取組実績と今後の方針について
(親なきあと支援、精神障がい者の地域移行)
②大分県における住宅セーフティネットの取組について

- 第2回 日 時 : 令和7年1月21日(火) 18:30 ~ 20:00
場 所 : 大分県庁舎別館地下1階 B11会議室
参加者 : 委員9名中9名出席
議 題 : ①精神障がい者地域移行ワーキングの取組について
②大分県における住宅セーフティネットの取組について
③地域生活支援拠点等整備の状況について(行政説明、市町村取組報告)
④「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について
⑤障害児入所施設に入所する障がい児等の移行状況について
⑥医療と福祉の相互理解に向けた研修の開催について

【精神障害者地域移行ワーキング】 ※年2回開催

- 第1回 日 時 : 令和6年7月24日(水) 14:00~15:35
場 所 : 大分県市町村会館 61 会議室
参加者 : 委員13名中11名出席
議 題 : **【報告事項】**
①大分県の精神障がい者の状況について
②令和5年度精神障がい者地域移行ワーキングの振り返り
③各圏域の地域移行支援協議会の令和5年度実績・課題、令和6年度計画
【協議事項】
「大分県における地域課題と地域課題解決に向けての具体的な取組」

第2回 日 時 : 令和6年12月19日(木) 14:00～15:30
場 所 : 大分県庁舎新館13階 136会議室
参加者 : 委員13名中9名出席
議 題 : ①自立支援協議会、地域移行専門部会の概要報告
②第1回精神障がい者地域移行ワーキングの振り返り
③大分県の地域移行・にも包括構築推進に向けた取組
④にも包括構築推進に向けた大分県における短期目標の検討

【こども部会】 ※年2回開催

第1回 日 時 : 令和6年7月25日(木) 18:30～19:30
場 所 : 大分県庁舎新館13階 133会議室
参加者 : 委員9名中7名出席
議 題 : ①医療的ケア児等の今後の支援のあり方について
②発達障がい児の今後の支援のあり方について

第2回 日 時 : 令和7年1月30日(木) 18:30～20:00
場 所 : 大分県庁舎別館地下1階 B11会議室
参加者 : 委員9名中8名出席
議 題 : 医療的ケア児、発達障がい児への支援について
①令和6年度の取組について
②令和7年度の取組方針について

【事務局会議】 ※年5回開催

参加者 : 協議会(会長、会長代行)、事務局(各部会担当等)

第1回 日 時 : 令和6年6月5日(水) 10:00～12:15
場 所 : 相談支援事業所ルポース

第2回 日 時 : 令和6年7月12日(金) 11:00～12:30
場 所 : 大分県庁舎別館8階 86会議室

第3回 日 時 : 令和6年10月28日(月) 13:00～16:00
場 所 : 佐伯市役所

第4回 日 時 : 令和6年11月14日(木) 10:00～12:30
場 所 : 西別府病院会議室

第5回 日 時 : 令和7年2月13日(木) 9:30～11:00
場 所 : 相談支援事業所ルポース

【市町村自立支援協議会担当者会議】 ※年2回開催

第1回 日 時 : 令和6年6月27日(木) 13:30～16:00
場 所 : 大分県社会福祉介護研修センター 302会議室
参加者 : 18市町村(26名)出席、大分県自立支援協議会委員3名

議 題 : ①市町村自立支援協議会の令和 5 年度開催実績及び令和 6 年度開催計画について

②情報交換・意見交換

③県の自立支援協議会や部会等で検討してほしい地域課題等について

④グループワーク

(テーマ: 基幹相談支援センターの設置・機能充実について)

第 2 回 日 時 : 令和 7 年 2 月 7 日 (金) 13:30 ~ 16:00

場 所 : 大分県社会福祉介護研修センター 小ホール

参加者 : 17 市町村 (25 名) 出席、大分県自立支援協議会委員 3 名

議 題 : ①市町村自立支援協議会、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備・運営について

②情報交換・意見交換

③グループワーク

(テーマ: 市町村自立支援協議会、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等が相互に連携した地域づくりについて)

④来年度の県の取組みについて

開催日時	令和7年5月15日(木) 14:00~16:00
開催場所	大分県庁舎別館 86会議室
参加委員数	8名中7名(+1名アドバイザー参加)
主な議題等	①障害福祉関係研修(R6開催実績・R7実施計画)について ②相談およびサビ管(法定研修)の国研修の推薦者について ③基幹相談支援センターについて ④就労選択支援について
協議内容 (課題・問題点・ 継続協議等)	①障害福祉関係研修(R6開催実績・R7実施計画)について 【説明】 R6は法定研修を含め15の研修を実施、R7は医療的ケア児等コーディネーター養成研修を再開し16の研修を実施予定を説明。 【意見】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の継続実施を隔年でも良いのでお願いしたい。
	②相談およびサビ管(法定研修)の国研修の推薦者について 【説明】 相談研修の委託先である大分県障害者相談支援事業推進協議会の推薦者3名とサビ管研修の指定先である大分県社会福祉士会(運営委員会)の推薦者3名を国研修者として推薦したい旨を説明。 【意見】 相談の推薦者は、推進協に所属している人材のみとなっている。所属していなくても活躍している人材を推薦する仕組みも検討頂きたい。
	③基幹相談支援センターについて 【説明】 R7.4.1時点で市町村の設置状況は12市町となっている。 【意見】 なし
	④就労選択支援について 【説明】 意向調査の結果、32事業所で就労選択支援を検討中であるとの回答 【意見】 なし

開催日時	令和7年7月4日(金) 14:00~16:00
開催場所	大分県庁舎本館 12会議室
参加委員数	8名中6名(+1名アドバイザー参加)
主な議題等	①主任相談支援専門員の養成研修の推薦について ②相談支援従事者人材育成ビジョンの改訂について
協議内容 (課題・問題点・ 継続協議等)	①主任相談支援専門員の養成研修の推薦について 【説明】 市町村推薦者26名より県推薦者として18名を選定するための意見を伺いたい旨を説明。 【結果】 意見を基に中部圏域8名、東部圏域5名、豊肥1名、西部2名、北部2名の推薦を決定。
	②相談支援従事者人材育成ビジョンの改訂について 【説明】 基幹相談支援センターの設置など相談支援体制に変更があったことから人材育成ビジョンのR8.4月改訂に協力頂きたい旨を説明。 【結果】 委員と事務局で一緒に進めていくことで同意。

開催日時	令和7年7月17日(木) 18:30~20:00
開催場所	大分県庁別館 B11会議室
参加委員数	全9名中8名参加
主な議題等	○議題 (1) 大分県における地域移行に関する昨年度の取組実績と今後の方針について ①地域生活支援拠点等、親なきあとの取組について ②精神障がい者の地域移行について (2) 大分県における住宅セーフティネットの取組について (3) NPO法人住むケアおおいたの取組説明及び三宮専務理事との意見交換 ○その他 (1) 地域移行・地域定着支援事例集」の更新について (2) 今年度の地域移行専門部会、精神障がい者地域移行ワーキングの取組予定
協議内容 (課題・問題点 ・継続協議等)	(1) 大分県における地域移行に関する昨年度の取組実績と今後の方針について 【説明】 ・拠点等及び親なきあとについて、令和6年度の取組及び今年度予定取組を説明。 ・今年度第1回目の精神障がい者地域移行ワーキングの取組内容を報告。 【意見】 (地域生活支援拠点等、親なきあと) ・地域移行支援については、6か月の期間があるため、当該年度に支給決定をした人数という現在の調査方法では、調査基準日時点で受け入れをしているにもかかわらず、実績に挙がっていないケースがある。調査方法について再度検討を。 ・地域生活支援拠点等については、地域生活への安心感の確保や緊急時支援と地域生活への移行、継続の支援など、求められる役割をしっかりと果たしていくために、整備済み機能の実態が伴っているか、PDCAサイクルを活用した検証検討が必要。 ・親なきあと問題への取組について、地域生活支援拠点等と連携していくことが必要ではないか。併せて、成年後見支援センターなど、他領域との連携強化が必要。 ・精神障がい者地域移行ワーキングについて、今後の取組の方向性として、にも包括のエンジンである協議の場をしっかりと明確に設定していきたい。併せて、居住支援協議会など他領域との連携に取り組んでいく必要がある。 (2) 大分県における住宅セーフティネットの取組について 【説明】 ・県内では、6市町に居住支援協議会が設立され、人口カバー率は50%を超えている。姫島村、由布市が今年度中に設立予定。 ・住宅確保や暮らしの支援が必要な方に対して、不動産、行政、大学、社会福祉協議会、福祉施設などが連携してサポートを提供する仕組み。 ・居住支援協議会の構成員として社会福祉協議会、福祉関係団体というのが明確化、明文化されたこともあり、福祉部局と土木部局で相互連携をしていく必要がある。 【意見】 ・大分県居住支援協議会の中で、医療、福祉、住宅の関係機関が連携し、当事者の方々が安心して利用できるような仕組みづくりが必要。

協議内容 (課題・問題点 ・継続協議等)	(3) NPO法人住むケアおおいたの取組説明及び三宮専務理事との意見交換 【説明】 ・住むケア大分は、障がい者向け賃貸アパート・グループホームの入居支援、入居後の福祉医療機関との連携、自立した生活の実現に向けた支援を行っていることを説明。 ・サブリースによる賃貸契約、入居者に対する見守り支援、関係機関との連携体制構築といった取り組みを通じて、入居前、入居中、退去のそれぞれのステージにおける支援を実施。 【意見交換】 ・大家さんは、障がい者の方とか高齢者の方の単身独居、非常に不安だと思うが、実際どういったところが一番ネックになるか。 ⇒大家さんに対しては、住むケアおおいたが責任を持って、家賃の管理と入居後の見守り支援、トラブル対応をするからということで、迷惑をかけないように取り組んでいる。その中で、こちらからの提案に一切従ってくれなかったり、適切な金銭管理の必要性を理解してもらえないようなケースでは、契約に至らない場合もある。逆に、1人暮らしの希望を叶えるためのツールとして約束事を守ることの必要性を理解してもらうこともある。 ・既存の不動産会社との連携の難しさを感じているが、どのように進めていくのが良いか。 ⇒一つ一つを個別で考えていくのではなく、そういう地域こそ居住支援協議会を立ち上げて、その中で意欲のある居住支援法人の支援をしつつ、様々な立場の方が連携をとって取組を進めていくことが求められるのではないかと。 ・地域によっては、空きアパートがなく、取組を進めていくにあたっての地域差を感じている。 ⇒確かに、受け入れについて市町村差は感じている。公営住宅の活用、目的外使用などを視野に入れた協議を進めていくなどの方法を考えているところ。 ・相談支援事業所が居住支援まで踏み込むことが難しいからこそ、専門性の高い法人との連携を強化していくことが必要。 ・障がいがあったら、親がずっと面倒を見るといった障がい者の自立支援に対する意識改革が必要。 ・地域における医療機関の不足や交通機関のアクセス問題などの課題解決への協力、地域全体で知恵を出し合いながら支援体制を構築していくことが求められている。 ・ケース会議などの連携体制や、地域の特性に応じたチーム支援が重要であると感じた。 ・大家さんたちの安心の部分に対して、福祉サービス側が、地域定着とか緊急時対応とかに役に立てるような、タッグを組むというところの関係性をどうやって作っていくか、協議会として発信することの必要性を感じた。 ・他領域との連携というところをポイントに、タッグを組んでスムーズにできるような動きをやっていくのが、大分県自立支援協議会の取組と感じている。
-------------------------------------	---

開催日時	令和7年7月2日（水）16：00～17：30
開催場所	大分県庁舎 新館13階 136会議室
参加委員数	14人
主な議題等	【議 事】 (1) 大分県の精神障がい者の状況について (2) 大分県の精神障がい者の地域移行に関する取組について (3) 大分県自立支援協議会における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム協議の場について ○社会福祉法人 清流会 基幹相談支援事業所 アーチ 石川 博一 氏 (4) 各圏域の地域移行支援協議会の令和6年度実績・課題、令和7年度計画 【協議事項】 精神障がい者の地域移行に関する取組の検討（グループワーク）
協議内容 （課題・問題点 ・継続協議等）	課題・意見等 ○医療と福祉の連携について ・精神科病院の職員への“精神障がいにも対応した地域包括支援システム”の周知が必要 ・障がい福祉サービスが増え、精神疾患について正しい理解が不足している事業所が見られる（大分市・別府市） ・地域移行へのつながりを上手に行うためにも医療と相談支援事業所との連携が必要 ・65歳以降の地域移行を進めるには介護と福祉の連携も必要 対応（案） ・医療、福祉の各機関の取組や役割の理解、連携における課題を共有する場である「医療と福祉の相互理解に向けた研修」を継続的に開催する（R7.10月ごろ実施予定）。医療・保健・福祉の関係者に、幅広く参加希望者を募る
	○“精神障がいにも対応した地域包括支援システム”の協議の場について ・市町村の協議の場については、すでに存在している各市町村のメンタルヘルスの取組をつないでいくことが必要＝点を線にする取組 ・各層（市町村、保健所、県）の協議の場の連携が重要であり、市町村の協議の場が出た意見のボトムアップの仕方が課題である ・介護保険分野では、特に他領域との連携が大切。 ・各圏域で実情が違う。特に市町村での取組は格差が生まれている＝実情が似ている地域をカテゴライズした対応が必要 ・市町村の協議の場を継続可能な取組にするためには、基幹相談支援センターに活躍していただきたい ・中核的人材（キーマン）と市町村職員（保健師）の人材育成が必要 対応（案） ・保健師への支援、バックアップとして、精神保健福祉センターの技術支援を活用してもらう ・にも包括構築推進に係る中核人材育成研修の継続開催し、各圏域における中核人材の育成に取り組む（今年度はR7.7.7実施） ・障害福祉課職員と地域密着ADによる市町村・圏域訪問を実施し、市町村及び保健所圏域における協議の場のバックアップを行う

開催日時	令和7年7月17日(木) 10:00~11:00
開催場所	大分県庁別館 B11会議室
参加委員数	9名中6名
主な議題等	医療的ケア児、発達障がい児への支援について ①令和6年度の実施結果について ②令和7年度の実施方針について
協議内容 (課題・問題 点・継続協議 等)	②令和7年度の実施方針について 【発達障がい児の支援について】 【説明】 - 発達障がい児の支援施策について説明 【意見】 - かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修について、この研修を受けて、その後普段の診療の中で発達障がい診療の対応や助言・子育て相談などを行っているケースはどのくらいあるか把握した方がよいのでは？ - 発達障がい診断の対応可能な医療機関数の調査も必要だが、かかりつけ医等の普段の診療の中での対応力の向上を図ることが本研修の目的だと考える。 - 研修の実効性を高めるためには、医師会との連携も必要だと思う。 →研修の目的として、普段の診療の中で発達障がいに関する相談対応力の向上もあるので、今後の研修に活かすためにも研修修了機関または医師の実態調査を検討する。 ・上記の調べる際は、あわせて受診対応年齢も調べて欲しい。
	②令和7年度の実施方針について 【医療的ケア児の支援について】 【説明】 - 医療的ケア児の支援施策について説明 【意見】 - 医療的ケア児等コーディネーターは、相談支援専門員にやらせるという考えがあるのか。別府市は、訪問看護師にもとらせていきたいと思っている。 →これまで、医療的ケア児等コーディネーターに対応を依頼しても断られるケースが多かったことから、今回は、実働できる者をお願いしたい。相談支援専門員が普段の業務と親和性が高いため実働しやすいと考えているが、実働できるのであれば訪問看護師でも構わない。 ・医療的ケア児等コーディネーターの存在や役割を周知させる必要がある。医療的ケア児等コーディネーター養成研修に、コーディネーター以外の支援者も受講をさせたり、支援者養成研修を隔年で実施したりする等の工夫をしてほしい。 →医療的ケア児等コーディネーターの周知は行っていきたい。今年度の養成研修には、医療的ケア児等コーディネーター以外の支援者も受講可能にしたいと思っている。
	②令和7年度の実施方針について 【児童発達支援センター等地域支援体制整備事業】 【説明】 「児童発達支援センター等地域支援体制整備事業」について説明。 【意見】 - 児童発達支援センター等地域支援体制整備事業については、直接支援を行う発達障がい者支援専門員と支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの派遣を併記することに違和感がある。役割が違うので、分けて記載すべきでは？ →役割の違いはあれど、こども園や保育園からの求めに応じて、支援者を派遣することから同じくくりとしていたが、発達障がい者支援専門員と医療的ケア児等コーディネーターとの派遣目的の違いが分かるような書きぶりへの変更を検討する。

1 令和6年度 市町村自立支援協議会開催実績

障がい福祉領域		東 部					中 部			南 部		豊 肥			西 部			北 部		
市 町 村	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後 大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後 高田市	宇佐市		
自 立 支 援	全体会	4	1	1	(未開催)	3	1	3	2	2	2	1	3	2		2	(未開催)	5		
	定例会	7	12	2	—	12	—	—	—	2	—	1	—	3		—	—	—		
	事務局会議	12	随時	12	—	17	—	3	2	6	5	3	12	12		11	—	7		
専門 部会	相談	相談支援 部会 12	—	地域課題共有 /発表会議 9	—	相談支援 部会 3	相談支援 部会 11	—	相談支援 部会 2	サービス等 利用計画 部会 9	—	相談支援 部会 12	相談部会 6	—		相談支援 部会 5	相談支援 部会 1	相談支援 部会 6		
	就労	就労部会 12	就労支援 部会 3	就労支援 部会 8	—	就労支援 部会 1	就労部会 11	しごと部会 10	しごと支援 部会 3	就労支援 部会 10	就労支援 部会 4	就労支援 部会 6	就労・ 移送部会 6	—		就労支援 部会 1	就労支援 部会 2	就労支援 部会 4		
	こども	子ども支援 部会 12	子ども支援 部会 3	—	子ども支援 部会 2	子ども部会 (医療的ケア児支 援検討会を含む) 1	児童部会 10	こども部会 11	こども支援 部会 8	こども 支援部会 7	—	児童支援 部会 5	こども部会 4	—		こども部会 5	こども部会 2	こども支援 部会 4		
	地域 生活	地域移行・ 地域定着 支援部会 12	生活支援 部会 (未開催)	地域生活 支援部会 (未開催)	—	地域生活 支援部会 1	生活支援 部会 1	地域生活 部会 11	くらし部会 3	くらし支援 部会 5	地域生活・ 権利擁護 部会 9	地域生活 支援部会 4	生活支援 部会 5	住むこと 部会 4	—	地域生活 支援部会 6	地域生活 支援部会 1	地域生活 支援部会 3		
精神 関係	—	—	—	—	精神障がい者 支援部会 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	精神保健 福祉部会 5		
協 働 会	その他	当事者 部会 12	計画策定 専門部会 (未開催)	—	—	差別解消 推進部会 1	—	—	—	—	—	—	—	広報部会 12		—	—	地域生活 支援部会 (拠点委員会) 4 (研修委員会) 4 (防災委員会) 3 医療的ケア 検討会議 3 当事者 ワーキング グループ 4		

2 令和7年度 市町村自立支援協議会開催計画

障がい福祉領域 市町村		東 部					中 部			南部	豊 肥		西 部		北 部			
		別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後 大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後 高田市
自 立 支 援	全体会	4	2	2	1	3	2	未定	2	2	2	2	3	2		2	3	5
	定例会	7	12	2	—	12	—	—	—	2	—	2	—	3		—	—	—
	事務局会議	12	—	12	—	12	—	未定	2	6	5	12	未定	12		12	—	7
	専門 部会	相談支援 部会 12	—	地域課題共有 ／発見会議 9	—	—	相談支援 部会 4	相談支援 部会 11	—	相談支援 部会 3	サービス等 利用計画 部会 9	—	相談支援 部会 12	相談部会 6	おどな部会 4	相談支援 部会 5	相談支援 部会 2	相談支援 部会 6
就労部会 12		就労支援 部会 3	就労支援 部会 8	—	就労支援 部会 3	就労支援 部会 2	就労部会 10	しごと部会 10	しごと支援 部会 4	就労支援 部会 10	就労支援 部会 4	就労支援 部会 6	就労・移送 部会 6	—	就労支援 部会 1	就労支援 部会 2	就労支援 部会 4	
子ども支援 部会 12		子ども支援 部会 3	—	—	子ども支援 部会 3	子ども部会 (医療的ケア児支 援検討会を含む) 2	児童部会 10	子ども部会 11	子ども支援 部会 6	子ども 支援部会 7	—	児童支援 部会 5	子ども部会 4	子ども部会 4	子ども部会 6	子ども部会 2	子ども支援 部会 4	
地域移行・ 地域定着 支援部会 12		生活支援 部会 1	地域生活 支援部会 3	—	地域生活 支援部会 5	生活支援 部会 2	地域生活 部会 11	くらし部会 3	くらし支援 部会 5	地域生活 支援部会兼 合同部会 10	地域生活 支援部会 4	生活支援 部会 5	住むこと 部会 随時	—	地域生活 支援部会 5	地域生活 支援部会 2	地域生活 支援部会 3	
協 議 会	精神 関係	—	—	—	—	精神障がい者 支援部会 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	精神保健 福祉委員会 3
	その他	当事者 部会 12	—	—	—	—	差別解消 推進部会 1	—	—	—	—	—	—	広報部会 12	—	—	—	地域生活 支援部会 (防災委員会) 2 多領域 連携部会 4 (拠点委員会) 2 医療的ケア 検討会議 3 当事者 ワーキング グループ 4

議題 2

障がい者差別解消にかかる県内各市町村の
取組状況について

障がい者の権利擁護についての大分県の取組について

○障がい者差別解消にかかる市町村の取組状況に関するアンケートについて

令和6年12月27日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」(別添1参照)が策定されるとともに、内閣府から各都道府県に対し、管内市町村における職員向け対応要領の策定や、相談窓口・地域協議会の設置等についての支援・働きかけの依頼が行われた(別添2参照)。

内閣府の行動計画をうけ、大分県として、市町村における現時点での取組状況を把握するため市町村アンケートを実施したもの。

○アンケート結果

【質問①:各市町村の障害者差別解消法第 10 条に係る職員対応要領の策定状況】

・18 市町村全てで策定済。

【質問②:各市町村の障がい者差別に関する相談窓口について】

・各市町村の福祉施策関係課が一義的な相談窓口としての役割を担っている。

【質問③:市町村の相談窓口で受理した相談件数及び相談内容等(※)について】

市町村名	市町村の窓口で受理した相談内容			
	合理的配慮	不当な差別的取り扱い	その他の相談	計
大分市	1	0	1	2
別府市	0	0	0	0
中津市	0	0	0	0
日田市	2	0	1	3
佐伯市	0	0	2	2
臼杵市	0	0	0	0
津久見市	0	0	0	0
竹田市	0	0	0	0
豊後高田市	不明	不明	不明	
杵築市	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0
豊後大野市	0	0	23	23
由布市	0	0	0	0
国東市	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0
日出町	1	0	0	1
九重町	0	0	4	4
玖珠町	0	0	0	0

※相談件数については、その他相談(成年後見人関係や児童相談所関連事案等)が最多。

※合理的配慮に関する相談がある場合の対応

⇒市町村職員が事業者を直接訪問し、助言指導等を実施したり、大分県障がい者差別解消権利擁護推進センターと連携して対応する等で相談解決に向けた取組をしている。

【質問④障害者差別解消法 17 条にかかる差別解消支援地域協議会の設置状況】

・設置済:別府市(単独で設置)、竹田市(単独で設置)、杵築市(単独で設置)

九重町・玖珠町(九重町・玖珠町間にて共同で設置)の計 3 市、2 町

・未設置:大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、

宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町の計 13 市町村

※未設置理由

⇒自立支援協議会を活用しているため設置していない。

相談件数が少ないため設置していない。等

～障害者差別解消法第 10 条(地方公共団体等職員対応要領)～

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

～障害者差別解消法第 17 条(障害者差別解消支援地域協議会)～

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

別添 1

経緯

令和6年7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、7月26日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」（総理が本部長、全閣僚で構成）を設置し、以下の総理指示を受けて検討を開始

- （1）障害者の希望する生活の実現に向けた、必要なサービスや見守り等の支援体制の構築と取組推進
 - （2）各府省庁が障害者差別解消法の「対応要領」に基づきどのような研修・啓発を行っているかを点検するなど、取組を強化
 - （3）「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における「心のバリアフリー」の取組等のフォローアップと強化
 - （4）幹事会において、有識者の協力を得て、障害当事者の方から御意見を伺った上で、成果を取りまとめる体制を構築
- 上記の基本方針に沿って、障害者に対する偏見や差別のない共生社会を実現すべく、必要な対応策を検討し、新たな行動計画を取りまとめ

会議の概要

対策推進本部

<構成員>

本部長 内閣総理大臣
 副本部長 内閣官房長官
 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策）
 若者活躍 男女共同参画 共生・共助）
 本部員 他の全ての国務大臣

対策推進本部幹事会

<構成員>

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
 副議長 内閣府政策統括官（共生・共助担当）
 構成員 他の各省庁局長級職員等

<有識者構成員（五十音順、敬称略）>

石川 准 静岡県立大学名誉教授（視覚障害当事者）
 坂元 茂樹 公益財団法人世界人権問題研究センター理事長
 田門 浩 弁護士（聴覚障害当事者）

<開催実績>

第1回推進本部 7月29日 総理指示

- 第1回幹事会 7月29日 幹事会の進め方等について議論
- ▼第2回幹事会 8月30日 有識者構成員（左記）による講演
- 第2回推進本部 9月20日 基本合意書締結の報告、進捗状況の確認
- 第3回幹事会 10月21日 当事者ヒアリング①

・熊谷 晋一郎氏（障害者政策委員会委員長）

・佐藤 聡氏（DPI日本会議事務局長）

第4回幹事会 11月7日 当事者ヒアリング②

・旧優生保護法訴訟原告5名の方

第5回幹事会 11月13日 当事者ヒアリング③

・全国手をつなぐ育成会連合会

・南高愛隣会（子育てをする障害のある方ご家族）

第6回幹事会 11月20日 当事者ヒアリング④

・日本 ALS 協会

・日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構

▼第7回幹事会 12月26日 新たな行動計画（案）の決定

第3回推進本部 12月27日 新たな行動計画の決定

※別途、以下の団体に、内閣府において個別にヒアリングを実施

全国重症心身障害児（者）を守る会、全国精神保健福祉会連合会、全国青障児連合会、
 日本発達障害ネットワーク、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全日本ろうあ連盟、
 日本相談支援専門員協会、日本身体障害者団体連合会、日本視覚障害者団体連合会、DPI
 女性障害者ネットワーク、全日本難聴者・中途失聴者連合会、全国ろうあ者協会

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

1 ヒアリングにおいて当事者の方々から示された主な問題意識

- 優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐべき
- 人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき
- 国民全体に、障害の社会モデルを含め、障害に関する正しい知識を普及すべき
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 障害のある人となれない人が共に学び共に育つ経験ができる環境、共に働ける環境を整備すべき

「障害の社会モデル」とは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

等

2 取り組むべき事項

(1) 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進

<ヒアリング意見の例>

- 障害者も同じ人間であり、障害の有無にかかわらず、恋愛、出産などやりたいことを自由にできる社会になってほしい
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 入所施設という厳しい環境で生活している人の地域移行等を含めた、地域の支援体制を構築すべき
- 働きたい障害者もいるので、障害の程度に合った働く場所を計画してほしい

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知
- 自治体や支援者向け解説動画や障害当事者にもわかりやすいリーフレットを作成
- こども家庭センターにおいて障害保健福祉部局等の関係機関と連携した相談対応
- 障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターの全国の市町村における設置の促進
- 利用者の希望に沿った地域生活への移行を推進し、安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の全国の市町村における整備の促進
- 障害者の希望・適性等に合った選択を支援する就労選択支援の円滑な施行（R7.10）

(2) 公務員の意識改革に向けた取組の強化

<研修・啓発状況の調査結果>

- 「対応要領」の周知は全府省庁が行っているが、周知の頻度は、策定・改定時のみが9割程度で、定期的な周知を図る機関は少数
- 新規採用職員向けの研修実施割合は5割以上だが、既存職員への研修は2～3割程度に留まる
- 多くの研修では、障害者の実体験や具体的な事例検討等が含まれていない。旧優生保護法の歴史的経緯についての研修も極めて少数。研修の理解度を確認するテスト等の実施割合は6割以下
- 当事者による講義の実施等、研修内容への当事者の関与がない機関はおおむね7割以上

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 各府省庁において、「対応要領」を毎年1回以上、全職員に周知
- 国家公務員・地方公務員の人權研修に、旧優生保護法の歴史的経緯や当事者の声を取り入れ
- 全ての幹部職員を対象に障害当事者を講師とする研修を実施
- 障害当事者の参加の下、障害者の実体験、具体的事例の検討や旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた教材等を作成し、全府省庁等において研修を実施。研修に当たっては、受講者の理解度を確認
- 内閣府より、研修の講師として、障害当事者や専門家を紹介する仕組みを整備

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

(3) ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようコミュニケーションをとり、支え合うこと

<ヒアリング意見の例>

○優生手術等に係る歴史的事実を後世に残し風化を防ぐことが必要

○インクルーシブ教育を推進すべき。障害の有無にかかわらず共に学び共に育つ経験を通じて偏見や差別を根本から解消可能。こどもの頃から障害者に関わるカリキュラムを作るべき

○偏見や差別の解消にはインクルーシブな雇用を推進することが重要、障害のある人となない人が共に働く環境を整備すべき

○障害に関する正しい知識を普及することが必要

○精神障害は「身近な病気で誰にでも起こり得る」という正しい情報を全国民が得る機会が必要

○多くの人は、障害者にどう接したらいいのかわからないという状況ではないか。直接接する機会を増やすべき

○人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

○旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材の作成、学校教育や人権啓発活動での活用

○特別支援学校と通常の学校の一体的運営によるインクルーシブな学校運営モデルの構築

○障害者差別解消法に基づく業種別の「対応指針」への民間企業等の対応状況調査と好事例の横展開

○雇用分野の障害者差別禁止指針・合理的配慮指針の事業主への周知。好事例集の更新と横展開

○重度障害者等への雇用・教育・福祉が連携した就労・修学支援

○国民への「障害の社会モデル」を踏まえた正しい理解の啓発

○医療・障害福祉の専門職の養成課程等における教育内容の充実等による質の高い専門職等の養成

○障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業についての一覧的な情報発信と参加促進

○精神疾患やメンタルヘルスに係る正しい知識の普及啓発。心のサポーター養成等自治体の取組の支援

○職場内における精神・発達障害者しごとサポーターの養成

○精神障害当事者、家族他の有識者による検討会の開催、精神保健医療福祉に係る諸課題の検討

○障害の有無に関わらず楽しみ、交流することができる普及・啓発イベントの新たな実施

○人権相談・調査救済活動に従事する職員や人権擁護委員への旧優生保護法に関する研修の実施

○人権侵害事件（インターネット上のものを含む。）への適切な措置。その際、人権侵害性の有無にかかわらず、障害者差別解消法の趣旨を踏まえたい望ましい対応を提示するなど積極的に啓発

3 今後に向けた更なる検討

○各府省庁は、上記の取組のほか、障害当事者等のご意見を受け止め、記憶を風化させないための方策、人権侵害に迅速に対応する体制など、当事者から示された問題意識について引き続き検討

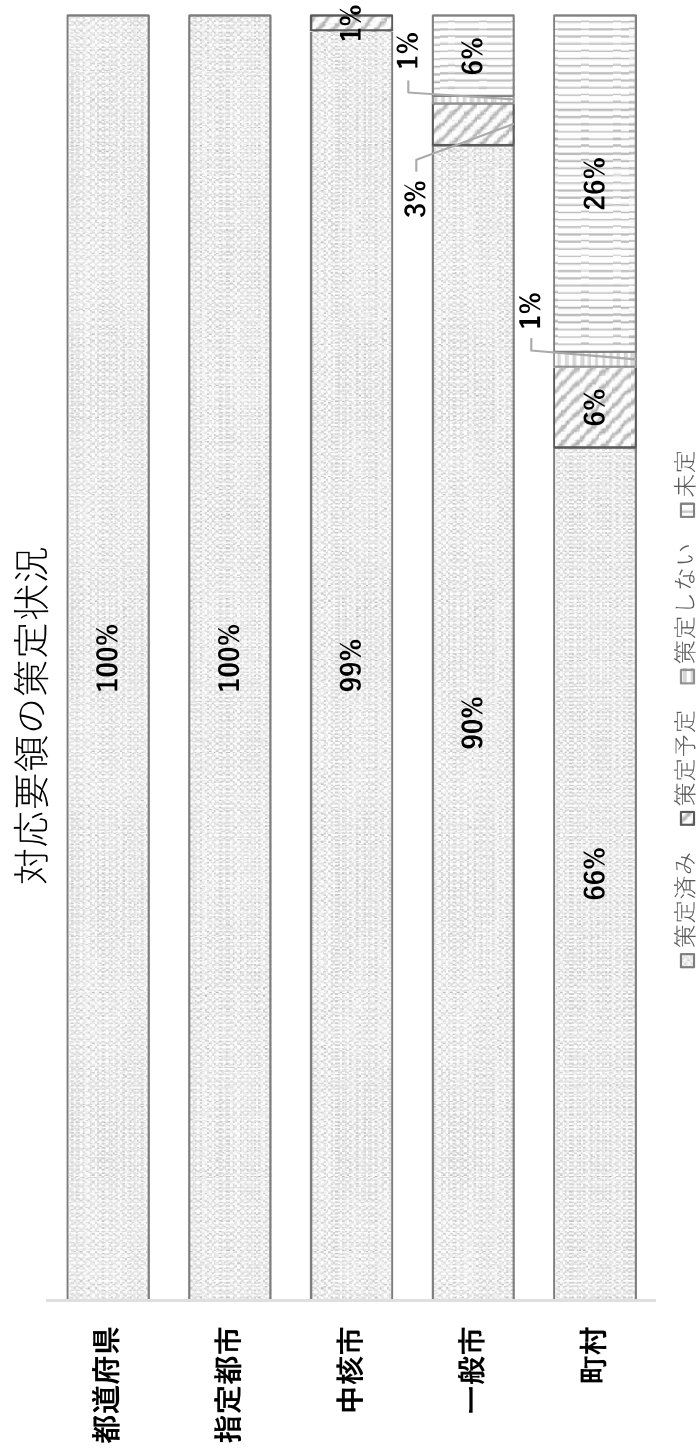
○その際、旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえ、ともに、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し実施

4 実施体制

○障害者への偏見や差別をなくし、全ての人が尊重される共生社会となるために、行動計画を継続的にフォローアップ

○障害者施策については、「障害当事者抜きに障害当事者のことを決めない」ことが最も重要な原則であることから、行動計画の内容は、障害者政策委員会に報告し、ご意見をいただき、必要な施策については速やかに実施に移しつつ、次期障害者基本計画などにも反映

- 対応要領は国の行政機関等は義務であるが、地方公共団体は努力義務。
- 都道府県、指定都市ではすべて策定済みだが、一般市の約1割、町村の約3割が未策定。



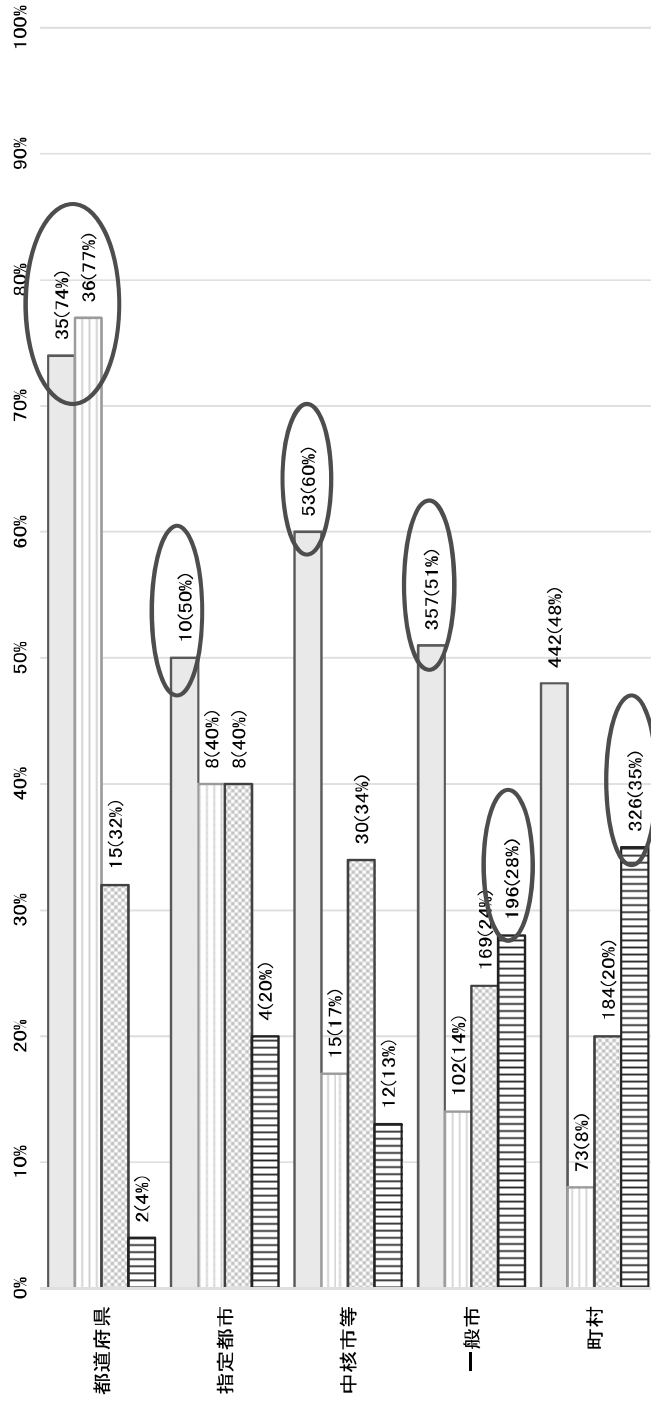
○策定しない／未定の理由

- ・ 策定に要する人員や時間が不足しているため
- ・ 専門知識が不足しており、策定に至るノウハウがないため
- ・ 策定するほどの案件が無く必要性がないため

対応要領を策定していない市町村に対して、支援・働きかけをお願いします。

障害者差別に係る相談窓口の設置

- 相談窓口等の体制は、都道府県、指定都市、中核市では整備が整っている反面、未整備の一般市、町村も多い。



□ 障害者差別に関する相談を一元的に受け付ける窓口（ワンストップ相談窓口）を設置又は定めている

□ 障害者差別に関する相談員（専ら相談業務に対応する職員等）を配置している

□ 全ての部署が統一的な相談対応を図るため、疑義等が生じた場合に統一的な解釈や判断を行う部局（又は担当者）を予め定めている

□ その他（上記の3つ以外）

※「ワンストップ相談窓口」とは、原則として、障害者差別に関する相談について、分野を問わず一元的に受け付ける相談窓口を指す。相談受付から最終的な解決まで一貫して対応する窓口だけでなく、相談受付後に内容に応じた関係機関につなぐ窓口も含む。また、「障害者差別に関する相談を一元的に受け付ける窓口（ワンストップ相談窓口）を設置又は定めている」及び「障害者差別に関する相談員（専ら相談業務に対応する職員等）を配置している」は、いずれも、当該相談窓口や相談員が障害者差別以外の相談にも対応している場合を含む。

※「その他（上記のいずれにも該当しない）」に関しては、「明確な相談体制はなく、相談を受けた部署等に対応する。」等の回答があった。

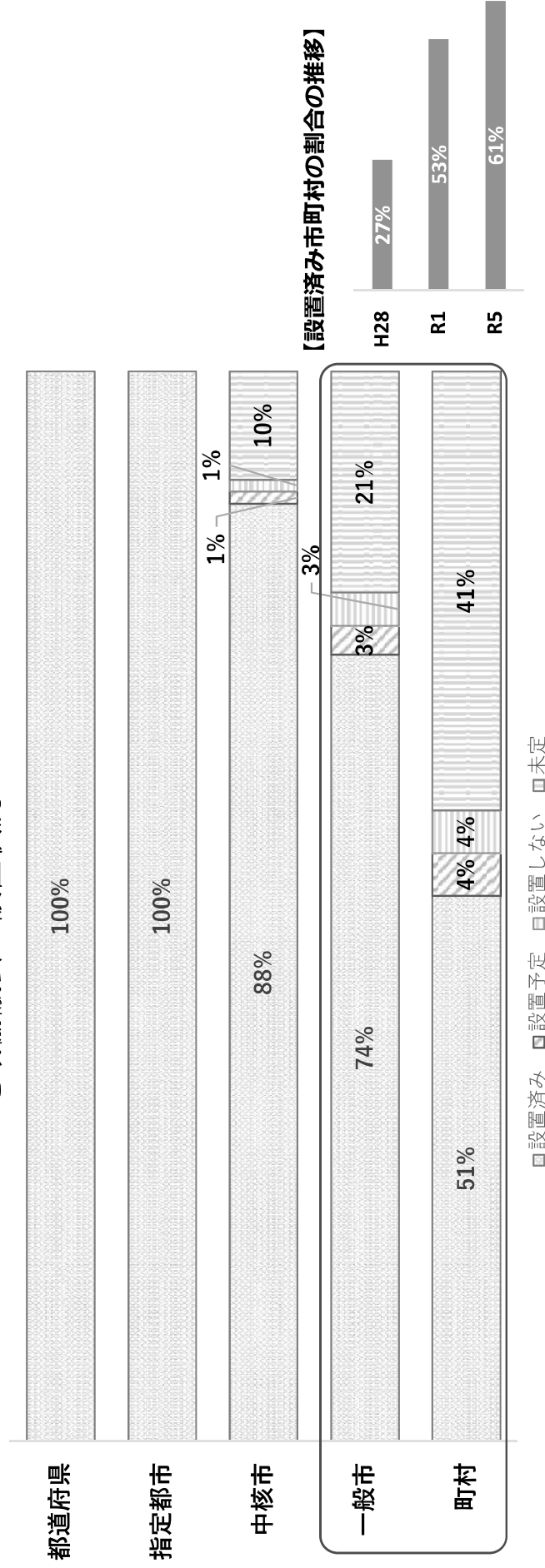
※複数回答可（各割合の合計は必ずしも100%と一致しない）。

相談窓口を設置していない市町村に対して、支援・働きかけをお願いします。

地域協議会の設置状況

- すべての都道府県・指定都市に設置済み。
- 一般市、町村の設置数は増加傾向にあるが、一般市では約3割、町村は約半数が未設置。

地域協議会の設置状況



○設置しない・設置が未定の理由

- ・人員やスキルが不足しているため
- ・事例が少なく、設置する必要があるため
- ・自治体の規模を鑑み、設置が困難なため



○複数の自治体による圏域での設置

- ・事務局機能を複数自治体で分担し業務負担を軽減
- ・提供事例数が増加

複数自治体による圏域での設置も含め、市町村への支援・働きかけをお願いします。
内閣府でも地域協議会設置・活用に向けた研修会を実施予定。

議題 3

多様な働き方検討会（P T）の設置について

大分県自立支援協議会多様な働き方検討会PT 開催目的（案）

これまで、大分県自立支援協議会では親会にて、障がいのある方の就労支援について協議の場の必要性が度々議論されてきた。

大分県自立支援協議会では、課題別の協議の場として就労支援部会が設置されていない状況である。

まずは部会設置の必要性や、大分県の障がいがある方の就労に関する課題や問題点の洗い出しを行う為、多様な働き方検討会（PT）を設置することとする。

取り組み内容（案）

○大分県の障がいのある方の就労に関する課題や問題点の洗い出し

- ・市町村自立支援協議会（就労支援部会）から見えてきた広域的な課題の整理

○障がいのある方のチャレンジを応援

- ・障がいのある方の想いを保障（権利擁護）
- ・就労選択支援の県内の体制整備等
- ・高齢障がい者の働く機会を保障
- ・経験の専門家としての働く機会の創造（ピアサポート）
- ・超短時間労働に伴う、福祉サービスの併用について

○福祉現場からの一般就労への押上

- ・A型、B型問題の洗い出し
- ・総量規制

○就労継続支援の多様な授産項目の創造

- ・ブランディング

活動イメージ (案)

プロジェクト チーム

- ・ 大分県の障がいのある方の就労に関する課題や問題点の洗い出しを行う
- ・ 多様な働き方についての意見交換
- ・ 抽出された課題について、今後の取り組み内容の必要性の協議
- ・ **大分自立支援協議会に報告**

大分県自立 支援協議会 (親会)

- ・ PTの報告内容についての評価
 - ・ PTの今後の活動についての協議及び決定
- ⇒ **大分県障害者雇用支援合同会議へ取り組み報告**
- ※課題洗い出しがメインで、その取り組み（部会等）までではないため、施策提案は難しい可能性あり

大分県障がい者 雇用支援 合同会議

- ・ 大分県自立支援協議会からの提案を受け、施策の検討を行う
- ・ 令和7年度については、1回目のPTの結果を報告、洗い出した課題や現場からの要望について伝える
- ・ 令和8年度以降の在り方については2月の自立支援協議会で協議
- ・ 継続することであれば、前年度の取組及び当該年度の1回目のPTの結果を報告。

プロジェクトの回数 く内容に応じて臨機応変に対応 (案)

○第1回 (8月20日)

- ・タイムスケジュールの確認
- ・多様な働き方等についての協議 (課題の洗い出し)

○第2回 (1月～2月頃)

- ・前回会議以降の各PTメンバーの取り組み内容の把握
- ・自立支援協議会 (親会) 報告に向けたまとめ

○第3回 (必要に応じて開催)

- ・自立支援協議会 (親会) の評価・決定事項を踏まえ開催
- ・自立支援協議会 (親会) にてPT解散の決定の場合は開催しないものとする

※第1回目の自立支援協議会において、メンバーや議題について報告、承認を経てPT1回目を実施。
→雇用合同会議が令和7年度は夏実施 (8月末予定)
のため、雇用合同会議の前に1回目を開催すること
で、会議で内容の報告が可能となるよう日程調整

1 回目議題内容については、

- ① 一般就労施策の報告
 - ② 就労選択支援
 - ③ A型B型の事業所の現状把握
- の3本とする。時間は2時間程度を想定。